

発行人 福島県教職員組合  
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141  
〔定価一部 20円〕  
編集・責任者 角田 政 志  
e-mail : ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp  
http://www.f-t-u.or.jp  
(この購読料は組合費に含まれています。)

# フッ素洗口導入反対!!

- × フッ素洗口は医療行為
- × フッ化ナトリウムは劇薬、管理困難
- × 学校に不測の混乱をもたらす

これで安全と言える？  
だれが責任をとるの？



4.20 県当局に申し入れ

福島県教職員組合は、学校教育現場における「フッ素洗口導入」に対して反対の立場から、福島県保健福祉部健康増進課に対して申し入れを行いました。

申し入れの内容は、以下のとおりです。

- ① 実施する場合、強制するものでなく、学校関係者や本人・保護者の理解を得ること。
- ② 多忙化が進む学校では、フッ化ナトリウムの管理は困難であること。
- ③ インフォームドコンセント【医療行為（投薬・手術・検査など）などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分に理解した上で、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意すること】が難しいこと。同意書には必ずリスクについて説明するように指導すること。
- ④ 実施しない子どもに対して「いじめ」が発生する可能性があること。
- ⑤ 福島県内の学校では原発災害後、給食の食材や屋外の活動に関して、教職員と保護者、保護者間での対立が生じ、対応に苦慮した経験がある。今回の学校における集団フッ素洗口は、このような混乱を再び招く恐れがある。

この申し入れに対して健康増進課として、

「福島県の子どものなかで、むし歯被患率がワーストの年齢があり、対応策を県歯科会とともに探っていた。『フッ素洗口』はむし歯の対策として、有効なものと考えられる。学校における『フッ素洗口』は、『福島県歯科口腔保健の推進に関する条例』にもとづき、各市町村及び各教育委員会の判断により、実施が決定されることになる。」との返答でした。

なんと無責任な！つまり「トラブルが起きても、県当局は関知するものではない。」と回答しているのと同じです。市町村、及び各教育委員会に責任を丸投げしています。これでは、学校で万一事故が生じた場合、現場に責任を押しつけられる恐れが十分にあります。

**県教組は「フッ素洗口」に関して、「疑わしきは用いず」の視点と学校に不測の混乱をもたらす恐れがあることから、導入に反対です！**

**支部・分会でも問題点を指摘し、導入回避に向けて意思を表明しましょう！**

(裏面に申し入れ書を記載しました。)

# 「フッ素洗口導入」推進に関する申し入れ書

2016年4月20日

福島県保健福祉部  
健康増進課 課長 櫻

福島県教職員組合  
中央執行委員長 角田 政志

福島県保健福祉部  
健康増進課  
課長 櫻

学校における集団フッ素洗口導入推進に関する申し入れ

県民の健康増進に関し、日々努力されていることに敬意を表します。  
貴課は、「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づく「福島県子どものむし歯予防対策検討会」を設置し、「学齢期におけるフッ素洗口の普及」を目的として、県内の各市町村を実施主体とした学校における集団フッ素洗口導入を推進しています。

私たち福島県教職員組合は、学校現場の状況、保護者、地域への様々な影響を勘案して、学校における集団フッ素洗口導入には慎重な立場をとっています。

厚生労働省は2003年「フッ化物洗口ガイドラインについて」をまとめました。しかし、厚生労働省は「これは学校等の集団におけるフッ化物洗口を推奨あるいは規制するという趣旨ではなく、方法等を明記しているものである。実施する場合の参考であり、強制するものではなく、学校関係者や本人と保護者の理解がないと難しい」との見解を明らかにしています。

私たちは「フッ化物洗口ガイドラインについて」における「4. 関連事項」の「2) 薬剤管理上の注意」ならびに「3) インフォームドコンセント」の内容は、現在の学校現場の状況を考えると適正に実施することは困難であると判断しています。

日本弁護士連合会が2011年にまとめた「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」にある、連合会が実施した調査結果を踏まえた提言は、学校現場の状況を的確に捉えています。(同意見書:意見の理由「第7 集団フッ素洗口での使用薬剤、安全管理等」P21～、「第10 人権侵害性及び政策遂行上の違法性」P25～)

特に私たちが危惧することは、学校で集団フッ素洗口を導入した際に発生する可能性が高くなる実施しない子どもに対する「いじめ」、教職員と保護者や保護者間の対立が生じることです。

福島県内の教職員は2011年の原発事故による放射能拡散により、牛乳をはじめとする給食の食材問題、放射線による健康影響問題で、ほぼ同様の状況を経験しました。これにより学校は非常に混乱し、学校をめぐる人間関係に深い傷をもたらしました。これは日本弁護士連合会の調査報告にある状況そのものです。(同意見書P28「(2)子ども・保護者に対する事実上の強制・不利益・差別等」)

このような「いじめ」や諸対立が生ずる状況では、望ましい学校教育は成立しません。

学校は医療の場ではなく、教育の場です。私たちは、学校の現状で対応可能なむし歯予防対策は集団フッ素洗口ではなく、「歯みがき指導」や生活習慣等を中心とした保健指導であると強く申し入れをします。

申し入れ書中の、日本弁護士連合会で作成した「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」には、すでに「集団フッ素洗口」が行われている学校で、弁護士連合会が独自に調査した「学校の実態」が掲載されています。

- 「子どもが嫌がっても、教員が説得してやらせている」
- 「子ども同士で、集団フッ素洗口をしない子どもに対し、『いいんだな』とか『しないんだよな』というからかいなどがある」
- 「フッ素洗口を拒否している少数の子どもには、『しないことがいけないこと』という風潮がつくられている」
- 「反対派と賛成派の保護者の子どもたちが対立的雰囲気になったことがあった」
- 「保護者がフッ素洗口を希望しなかったのに、させなかったら、別の子どもにいじめにあった」

などの学校現場での実例とともに、推進している「行政側」の実態として、

- 「実施率の低い学校の校長が教育委員会から実施率を上げるよう指導された」
- 「保護者に対し、メリット・デメリットを記載した印刷物を交付した教員が、教育委員会に呼び出され、『行政が進める事業に反対することは公務員としての資質に欠ける』旨の指導を受けた」

等々、原発震災直後の放射能をめぐる学校の対応そのもののような例が記載されています。(例文は「意見書」そのままの表現)

「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」はインターネットで公開されています。全部で89ページの膨大な意見書ですが、33ページまでが本論なので、ぜひご覧になってください。5年前の「フクシマ」の学校状況がそこにあります。

※4月20日福島県教職員組合が福島県保健福祉部健康増進課に申し入れた内容。

「ムダなく上手に保障を選びたい」あなたに!

死亡

入院

特定の病・気



## トリプルガード

団体生命共済・医療共済

一括募集開始 (6月20日申込〆切)

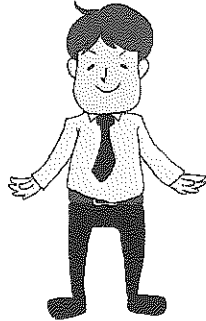
資料請求・お問い合わせ

教職員共済生活協同組合 福島県事業所  
TEL024-523-3011 FAX0120-21-2940

※ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。

# みんなの声を反映し、 今年度の 取り組みを決定しましょう!

県教組の各専門部の定期大会・  
総会の日程が下記のとおり決ま  
りました。一人ひとりが昨年度の  
活動を総括し、課題を見だし、  
今年度の方針を決定しましょう。



県教組の各専門部の定期大会・  
総会の日程のお知らせ

各専門部名	日時	会場
青年部	7月3日(日)	浅香荘
女性部	6月11日(土)	ユラックス熱海
幼児教育部	6月15日(水)	福島市内会場
事務職員部	6月4日(土)	郡山教組会館
養護教員部	6月18日(土)	郡山教組会館
障がい児教育部	7月2日(土)	郡山教組会館
栄養教職員部	7月9日(土)	浅香荘
臨時採用教職員部	6月25日(土)	郡山教組会館

## 2016年度女性部役員(副部長)

# 選挙公示

\*在任期間は今年度女性部定期大会より次年度  
大会まで

### (1) 選挙の種別

福島県教職員組合同規約第2条、及び同女性  
部細則第11条・第14条に基づく女性部副部長  
(2名)の選挙

### (2) 立候補の資格

福島県教職員組合の女性部組合員、並びに  
福島県教職員組合選挙規程第18条但し書きに  
よる手続きを経た者

### (3) 立候補受付開始及び締切日

5月20日(金)より5月27日(金)午後5時ま  
でに県選挙委員長に届け出る。

(県選挙管理委員会事務局：県教組組織部へ)

### (4) 選挙の運営

\*女性部定期大会(6月11日(土))当日、大  
会代議員により投票を行う。

\*当日の選挙執行に当たっては、立候補者の  
出ない支部代表者3名が行う。



「五年後」

五年前の七夕飾りの短冊を写した写真を見た。さげであった短冊には「ブランコやジャングルジムで遊べますように」「早く外で遊べますように」など、一般的にはあり得ない内容の願いが書いてあった。二〇一一年の七月にとられた写真だった。その頃、線量の高い地区の学校では、登下校時は夏でも長袖・長ズボン着用、マスク着用という異常な事態だった。教室の窓が閉め切られ、校庭はまだ除染されていないので、外で体育もできない。楽しみにしている休み時間でも外で遊べない。そんな過酷な状況の中で、子どもたちが生活していた頃の写真だった。その時はみんな必死だったのだ、それに耐え

ることしか考えていなかったが、思い起こすと異常で、ひどい有様だった。大人と一緒にそれに耐えていた子どもたちでも本心は…。あのときのことを思い出すと、かわいそうで涙が出てくる。三年後、校庭や鉄棒等の「授業に使うもの」はすでに除染されていたが、「遊ぶもの」である砂遊び用の砂場やブランコ、木でできたアスレチックは除染が遅れていた。待ちに待った使用解禁の日。長い間、遊具で遊んでなかったので危険があつては大変だと、校長や数名の先生たちが子どもたちの近くで見守っていた。四年生の女の子が数人砂遊びを始めた。「楽しいかい」と私。「楽しいです。だって、学校で砂遊びをするの初めてなんです。」涙がこぼれそうになった。このことを私は絶対に忘れない。そして原発再稼働は絶対に許せない。

6.25県教組「憲法・平和学習会」

# 沖縄高教組 福元委員長が来る!

福島も沖縄も国の政策による犠牲を強いられている!

沖縄の心、オール沖縄の闘いを福島みなさんに訴えます!

「沖縄辺野古新基地建設反対! オール沖縄の運動に学ぶ!」

～ 福島と沖縄をつなぐ～

■日時 2016年6月25日(土) 13:00～

■会場 福島県教育会館大ホール

■内容	①原発災害による被災地の教育現場の現状	報告者	双葉支部組合員
	②5.15沖縄平和行進の参加者報告	報告者	沖縄平和行進参加者
	③沖縄からの報告	講演講師	福元 勇司さん (沖縄高教組執行委員長)

## 「熊本・大分地震」 災害救援カンパを お願いします。

4月16日未明、熊本県熊本地方を震源として大地震が発生し、その後も熊本・大分両県をはじめ九州各地に強い余震が続いています。これらの地震によって多数の死者、負傷者、建物損壊等、甚大な被害が生じました。

犠牲者に心からの哀悼の意を表し、被災者にお見舞い申し上げます。

県教組は、子ども・教職員の救済、学校教育の早期復興等のため緊急カンパに取り組んでいます。被災者救援のために各職場からカンパをお願いします。

### カンパ袋

「熊本・大分地震災害救援カンパ」のお願い

熊本県・大分県の子ども・教職員の救済、学校教育の早期復興等のために緊急カンパ活動にご協力ください。

金額 ひと1500円以上

期間 6月10日(金)

提出先 支部事務所を通じて県教組集約



くまモンも  
まけないモン!  
大分も  
応援してね!

熊本・大分の被災者をみんな  
で支援しましょう!

一人500円以上、6月10日まで